

区営上井草二丁目アパート

外壁修繕・手摺改修工事仕様書

目 次

1. 工事概要	2	
2. 一般共通仕様書	5	
(1)工事の目的	(2)施工の特殊性	(3)設計図書の優先順位
(4)発注者と受注者の工事遂行に関する取り決め	(5)疑義	
(6)軽微な変更	(7)設計変更・数量変更	(8)工程表及び施工計画書
(9)材料	(10)工事の検査	(11)別途工事
(12)施工に伴う脱着工事	(13)官公庁等への手続き	(14)工事現場の管理
(15)養生その他	(16)工事に関する協議及び報告等	(17)工事予定と広報
(18)後片付け・清掃	(19)竣工時清掃	(20)竣工検査
(21)工事竣工図書	(22)特許に関する注意	(23)工事保険
(24)アスベスト対策	(25) 安全祈願祭及び竣工式	
3. 特記仕様書		
3ー1 共通仮設工事	9	
3ー2 足場仮設工事	12	
3ー3 シーリング工事	19	
3ー4 外壁調査工事	21	
3ー5 躯体補修工事	22	
3ー6 塗装工事	26	
3ー7 建築他改修工事	35	

1. 工 事 概 要

- | | |
|---------------|---|
| (1) 工 事 物 件 | 区営上井草二丁目アパート |
| (2) 工 事 名 | 区営上井草二丁目アパート 外壁修繕・手摺改修工事 |
| (3) 工 事 場 所 | 東京都杉並区上井草2-39-16、23 |
| (4) 発 注 者 | |
| (5) 建 物 構 造 等 | 鉄筋コンクリート造 地上3階建 2棟 延床面積 1046.13㎡ |
| (6) 竣 工 年 月 | 1975年 |
| (7) 居 住 区 分 | 総戸数21戸（住戸21戸） |
| (8) 工 事 種 目 | ①共通仮設工事 ②足場仮設工事 ③シーリング工事
④外壁調査工事 ⑤躯体補修工事 ⑥内外壁塗装工事
⑦鉄部塗装工事 ⑧建築他改修工事 |
| (9) 工 事 期 間 | |
| (10) 現 場 条 件 | |
| ① 現場所長 | 当該工事を管理する現場所長は有資格者(1・2級建築士、1・2級建築施工管理技士以上)又は集合住宅改修工事管理経験者とし、法令に基づき配置する。但し、法改正等により要件変更となった場合には、発注者及び受注者での協議により変更することができるものとする。 |
| ② 工事責任者 | 工事責任者は現場所長を補佐し、現場所長に準ずる経験又は資格を有するものとする。工事期間中は常駐管理とする。 |
| ③ 作業員 | 当該工事に従事する作業員は、当該敷地内にいる間、不審者と区別するために必ず受注者名入りのベスト又は腕章、もしくはこれに類する何れかを着用する。 |
| ④ 作業員の識別 | 作業責任者は一般作業員と区別出来るものとする。
尚、法令上必要な資格証を常時携帯する必要がある有資格者は、資格証を常時携帯すると共に求められた時に速やかに提示出来るようにする。又、現場所長は、当該工事に従事する作業員の名簿(作業員の有資格等を明記)を現場内に保管する。 |
| ⑤ 作業時間 | 平日の作業可能時間は午前8時より午後6時までとする。又、原則として土曜・日曜・祝日は休日とする。但し、作業区切り及び工程の関係で作業時間の延長あるいは休日の作業を実施する場合は、事前に発注者の許可を得る。 |

(11) 契約不適合責任期間 本工事の契約不適合責任期間は以下のとおりとする。また、受注者は、工事完成引渡後、速やかに工事保証書を提出する。契約不適合責任開始日は検収日(検査合格日)とする。天災地変、人為的及び本工事以外に起因するものは除くものとする。

※「環境対応型ウレタン」に関しては法令遵守の上、発注者指示の場合は、「一般型ウレタン」とする事が出来る。

- | | |
|--|----|
| ① 外壁躯体補修工事(補修部の欠落、鉄筋爆裂、漏水)について | 5年 |
| ② 外壁躯体補修工事(補修部のタイルの剥落)について | 5年 |
| ③ シーリング 工事面からの漏水について | 5年 |
| ④ 内外壁塗装塗膜の著しい剥離、著しい褪色、著しい変色について
(※但し、防水を施工していない箇所からの浸水に起因するものは除く) | 5年 |
| ⑤ RC上裏、天井面塗装塗膜の著しい剥離、著しい褪色、著しい変色について
(※但し、防水を施工していない上階床からの漏水に起因するものは除く) | 3年 |
| ⑥ 鉄部塗装塗膜の著しい発錆及び著しい剥離について | 2年 |
| ⑦ 建築他改修工事面の機能低下について | 1年 |

(12) アフター点検 アフター点検は原則、2年目点検とし、工事完成後2年6ヵ月経過前までに実施する。

※ 工事完成・・・検収日(検査合格日)とする。

2. 一般共通仕様書

(1) 工事の目的

改修工事を行う事により、その耐用年数を延ばし、建物内外の美装をもって環境の向上と資産価値の維持・向上を目的とする。

(2) 施工の特殊性

本工事は日常生活を営んでいるアパート内の改修工事であり、その財産・生活環境・生活リズムの保全に十分注意し安全を第一とする。

(3) 設計図書の優先順位

本工事の設計図書の優先順位は下記による。

- ① 本仕様書
- ② 見積内訳書
- ③ 東京都建築工事標準仕様書令和2年度版
- ④ 公共建築改修工事標準仕様書令和4年版(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修)

(4) 発注者と受注者の工事遂行に関する取り決め

発注者と受注者間の工事施工に関する、報告・連絡・相談体系を工事着手前に予め決定する。

- ① 定期報告会の開催時期・開催場所・参加者に関する事項。
- ② 工程表及び施工計画書の確認方法に関する事項。
- ③ 工事予定及び広報の方法に関する事項。
- ④ 色彩計画・使用材料・工法・性能の確認方法に関する事項。
- ⑤ 設計変更・数量変更及び軽微な変更内容の指示・確認方法に関する事項。
- ⑥ 発注者の工事中の立会い・確認の有無、実施時期、対象工事、立会い者に関する事項。
- ⑦ 各種新規製作物の確認方法に関する事項。

(5) 疑義

設計図書他に於いて相違する場合、明記の無い場合又は疑義が生じた場合は速やかに(4)の取り決めにより発注者と協議し、決定する。

(6) 軽微な変更

既存の状態、取り合わせなどの関係で軽微な変更をする場合は、(4)の取り決めにより発注者の許可を得る。

この場合は契約金額の増減をしない。

(7) 設計変更・数量変更

① 設計変更

発注者の希望によりあるいは(6)に該当しない設計変更が生じた時は、受注者は見積書を作成し、(4)による取り決めにより対応する。

② 数量変更

躯体補修工事等の施工数量について、契約時に確認できない部位は、足場仮設工事完

了後に施工箇所をチェックした調査記録及び写真記録を作成し、発注者と協議の上数量を確定する。

(8) 工程表及び施工計画書

着工に先立ち、工程表・足場仮設・工事管理・安全管理・仮設設備・施工等についての施工計画書を作成する。同時に現場所長の経歴書を作成し、発注者に提出する。尚、工程表に受注者自主検査日、及び発注者との取り決めがあった場合はその各検査日を記入する。

(9) 材料

- ① 仮設資材及び特に指定されたもの以外は、すべて新品とする。
- ② 足場材等安全設備については、現場受入時に支障となる資材及び損傷資材がないか全数確認し、不合格品は直ちに場外に搬出する。
- ③ 材料は指定の場所に整理して保管し、不合格品は直ちに場外に搬出する。
- ④ 使用する材料、仕上の程度、色合い等は予め見本を発注者に提出し確認をとる。

(10) 工事の検査

(4)の取り決めに従い発注者が検査を行う場合、各工事の予め設定した時期に検査を受け、確認を得た後、次の工程に移る。工事後に検査が不可能又は困難な工事はその施工に当たり(4)の取り決めにより対応する。尚、立会いが出来ない場合は受注者が検査を行い、施工前・施工後の対比が出来る写真を撮り、書類にて発注者に報告し検査に代える。

(11) 別途工事

本工事は共用部分の工事であり、専有部分の工事は原則別途とする。又、工事期間中の見積内訳明細書内容以外の工事は軽微な変更を除き別途とする。

(12) 施工に伴う脱着工事

大型の給湯器や室外機、階数表示板、雨樋等の形状や設置方法により脱着が不可能な場合及び、着工後に脱着不可能と判断される場合がある事について契約前に発注者に承認を得ておき、該当箇所があった場合は発注者と協議の上施工範囲を決定し別途精算事項とする。

(13) 官公庁等への手続き

必要な諸手続きは遅滞なく行い、これに必要な経費は受注者の負担とする。

(14) 工事現場の管理

関係法規に従い、工事現場の作業員の監督、風紀衛生の取り締まり並びに火災・盗難・交通事故・その他事故の防止に留意し、常に工事現場を整理整頓する。

(15) 養生その他

工事中は工事に必要な養生を行う。必要に応じて隣接建物・道路・その他に対しても損害を与えないよう養生する。

製品清掃に関しては、製品に有害な付着物が無い事を確認した上で製品特性に適した洗浄剤を使用する。又、清掃用具(布等)にも有害な薬品が付着していない事を確認する。特にステンレス・アルミ製品に塩素系薬品が付着した状況で拭き清掃を行うと点錆を発生させる恐れがあるため、完全に除去した後に中性洗剤による清掃、又はから拭き清掃を行う。

(16) 工事に関する協議及び報告等

- ① 定期報告会・・・ 工事期間中、工事の円滑・安全な実施を図るため、受注者は、発注者又は発注者の指定する者と、(4)の取り決めに従い定期報告会を設ける。定期報告会の設定は夜間及び休日を含む。議事録の作成担当者は受注者とし、提出は次回報告会までとする。
- ② 内容・・・ 工事進捗、居住者対策及び協議必要事項等とする。

(17) 工事予定と広報

- ① 工事説明会・・・ 主催は発注者とし、受注者は協力する。
- ② 広報・・・ 居住者や近隣に影響を及ぼす工事にかかる時は、受注者の責任において、掲示・お知らせ及び各戸配付等により工事の予定・概要をPRする。
気象その他の状況により変更する場合も再度PRする。
尚、受注者はいずれの場合にも(4)の取り決めにより発注者と密接な連絡・調整を行う。

(18) 後片付け・清掃

当日、作業を完了した部位毎に、後片付け清掃を行う。

(19) 竣工時清掃

工事を完了した部位毎に、全ての養生等を撤去し、手作業による拭き・掃き程度の清掃を行い、工事部位周囲を工事着工前の状態に戻す。

(20) 竣工検査

発注者・受注者の立会いで行い、手直し及び残工事がある場合はそれが完了後、再検査もしくは写真による報告を(4)の取り決めにより対応する。尚、検査合格日を工事完成引渡日(検収日)とする。

(21) 工事竣工図書

工事完成引渡後 1 ヶ月以内に下記の書類及び発注者の要求する各書類を提出する。

- ① 工事請負契約書及び契約約款の写し
- ② 工事保証書
- ③ 出荷証明書
- ④ 契約見積書の写し
- ⑤ 工事仕様書
- ⑥ 使用材料一覧表
- ⑦ 決定色一覧表
- ⑧ 工事のお知らせ(小冊子)・お知らせ(配付チラシ)
- ⑨ 打合せ議事録・打合せ資料(増減工事に関わる書類等)
- ⑩ 全体工程表(実施工程表とする)
- ⑪ 週間工程表
- ⑫ 事前調査アンケート
- ⑬ 完了アンケート

⑭ 仮設計画図(総合仮設計画図)

⑮ 補修数量表

⑯ 補修図面

※躯体補修工事部位については、施工部分を明記した補修図面を受注者が作成し、工事完成引渡後に提出する。

⑰ 工事写真

※施工前・工程毎・施工後及び竣工写真を受注者が作成し、工事完成引渡後に提出する。

⑱ 各種製作図・施工図

※受注者は施工に関する各部位にて、製作や納まり等必要に応じて詳細図や納まり図を作成する。現状の形態や意匠及び性能に変化が生じる場合は2部作成し、発注者・受注者の双方が押印し、双方にて各々保管する。竣工後、発注者より押印済発注者保管の承認図を預かり、工事完成引渡後に提出する。

(22) 特許に関する注意

各工事に特許に触れるものがある場合は、受注者の責任において、事前に手続きを完了させる。

(23) 工事保険

受注者は第三者賠償責任保険(一事故15億円以上)に加入し、着工前にその写しを発注者に提出する。

(24) アスベスト対策

本工事において、アスベスト含有の恐れがある建材に関しての含有調査費用は発注者負担とする。又、防水材・パーテーションボード・塩化ビニル樹脂床材等について、アスベスト含有の確認が破壊調査(サンプル採取)となり契約締結後の調査となるため、別途追加調査・工法変更が発生する。アスベスト含有調査の結果含有が認められた場合、含有建材の撤去方法・工事場所の養生方法・撤去建材の集積運搬方法・処分方法等を発注者と協議の上決定する。アスベスト含有建材の処理が一般建材(アスベストの含有が認められない建材)の処理と異なる場合、発注者と協議の上、それに伴う工事金額の増減を実施する。

アスベストの含有が確認された建材に対して行う補修・撤去工事等は、関係法令及び所管の行政機関の指導に則り実施する。

アスベスト含有面(仕上塗材・塗装下地材・タイル下地材)への施工及び足場繋ぎ設置については、粉じん等の飛散を防止する措置(剥離剤・湿潤化・粉じんの飛散を防止するための工具等の使用・作業範囲の部分的な隔離・補修対象範囲の塗膜・下地材の撤去等を含む)を講じる。工法及び養生については、施工要領書を作成し発注者の承認を得る。但し、除去を行う場合は原則湿潤化とする。電動工具(電気グラインダー等)を用いる場合は、湿潤化に加えて隔離養生を行う。

湿潤化を行う事が著しく困難な場合は、HEPAフィルター付きの十分な集塵機能を有する電動工具や隔離養生(負圧不要)等の飛散防止措置を実施すること。

十分な集じん機能を有する集じん装置付き電動工具を使用する場合は、隔離養生を不要とする。

※環境省通知(環水大大発第1705301号)「石綿含有仕上塗材の除去等作業における石綿飛散防止対策について」に基づく、アスベストを含有する仕上塗材(既存塗装塗膜)面の補修工事

に限りレベル1までの工事に対応することとする。(レベル1建材である耐火被覆や断熱材、保温材は不可)

3. 特記仕様書

3-1. 共通仮設工事

(1) 工事中用仮設物

工事中用仮設物は、予め仮設物の設置予定場所及び規模・形式を明記した仮設計画図を作成し、発注者の承認を得る。仮設物は完全施錠の出来るものとする。

① 現場事務所・作業員詰所

(個人情報保護の観点から、現場所長・工事責任者が現場事務所を離れる場合は施錠できる形態とする。)

現場事務所兼作業員詰所(ユニットハウス)は断熱パネル式とし、本工事敷地内の集会棟前に設置し、下記の物等を備品として設置する。

(a)	事務机・テーブル	(b)	椅子	(c)	月別予定表白板
(d)	消火器	(e)	救急箱	(f)	パソコン
(g)	複合機(電話・FAX含む)	(h)	来客用ヘルメット	(i)	来客用安全帯
(j)	エアコン	(k)	シュレッダー	(l)	施錠可能な書庫

② 資材倉庫

資材倉庫(ユニットハウス)は本工事敷地内の16号棟西側に設置し、完全施錠の出来る資材倉庫として、消防法に規定する危険物は当該法令(換気扇等の必要設備を設ける等)を遵守し、工事に必要な最低量のみを保管する。

③ 廃材置場

廃材置場(フレコンバッグ置き)は本工事敷地内の集会棟前に設置し、工事の進行に伴い発生する廃材は、廃材置場に一時保管して規定数量になり次第搬出する。

④ 仮設トイレ

本工事敷地内の集会棟前に、原則水洗式の仮設トイレを設置し、清掃等十分に行い使用する。

⑤ 仮囲い

工事中用仮設物の設置にあたり、防犯及び居住者からの目隠しの為に設置物の廻りに万能板、又はガードフェンス等(倒壊防止措置含む)による、部位ごとに適した仮囲いを行う。

部位	仕様	高さ
設置物廻り	ガードフェンス(B型バリケード程度)	1,800mm

⑥ 床養生

廊下等の床養生に使用する養生シートは、滑り及びつまずき等を防止するため下記に示す材料又は同等品とする。

部 位	仕様(商品名)	厚 さ	参考メーカー
各階床	塩ビ製エポキシシート(黒)	0.15mm	大塚刷毛製造(株)

⑦ 一般養生

作業時及び材料運搬時に接触等で破損の恐れのある部位はコンパネ等を用いて破損防止養生を行う。

(2) 仮設電話 ※(1)-①-(g)複合機(電話・FAX含む)(転送電話設定含む)

現場事務所に仮設電話・FAX付きの複合機を設置し、使用料は受注者負担とする。

(3) 工事用電力

工事に使用する電力は外部から工事用に引き込み使用し、その設備費用及び使用料金は受注者の負担とする。但し、集会室や管理室等建物施設を現場事務所や作業員詰所として使用する場合は、既設の照明器具や現場事務所等で使用する備品の使用料金は発注者の負担とする。

(4) 工事用用水

工事に使用する用水は共用部の水源(散水栓)より分岐して使用する。その使用料金は発注者負担とし、設備に関わる費用は受注者の負担とする。但し、発注者のメーターを経由せずに使用する場合は、設備設置費及び使用料金共、受注者の負担とする。

(5) 排水設備

溜め桝(沈殿桝)付きの排水設備を受注者負担にて設置する。又、沈殿物の処理は受注者が当該法令を遵守し、適切に処理する。

(6) 廃材処理

産業廃棄物となる廃材は、当該法令を遵守し、公的許可を得た業者によって廃棄処理後、その廃棄証明書を保管する。尚、廃材は分別することを原則とする。該当する廃材は、建設リサイクル法に準じて廃棄する。

(7) 隣地等の借用

工事に関連して隣地等を借用する場合、これに発生する費用は発注者負担とする。借用するにあたっては、工事着工前（または契約締結前）に発注者と隣地所有者間の協議締結を行う事とする。受注予定者は発注者と協議の上、発注者と隣地所有者間の協議を補助する。但し、工事着工前（または契約締結前）に協議締結に至らなかった場合の対応は、別途発注者と受注予定者で協議を行う。

尚、工事に直接起因しない事故・盗難等について、受注者は責任を負わないものとする。

(8) 仮設物の影響による植栽の取り扱いについて

受注者は、本工事の施工による植栽に対する生育の影響を抑えることに配慮し、仮設物の設置方法や作業動線を工夫する等に努める。

本工事に関する仮設物の設置(共通仮設・足場仮設)やその他作業を実施するにあたり、既存の植栽が支障となる場合は、発注者と受注者で協議の上、植栽の剪定等必要な対応(枝払い程度)を行う。

但し、上記と同様の事由により植栽の移植及び植栽の撤去(伐採・伐根)を行う必要がある場合については、事前に発注者の承認を得て有償工事として対応する。実施については、協議の上、着手する。

(9) 喫煙

あらかじめ発注者の了承を得た上で、定められた喫煙所のみで喫煙する。喫煙所には、吸殻入れ・消火用水又は消火器を設置する。

(10) 保安員等の配置

現場の状況、作業の方法に応じて、適宜保安員等を配置する。保安員には、現場状況・危険防止等について十分周知を図る。

(11) バルコニー内乗り入れ設備

足場からバルコニーへ乗り込む際、昇降設備を使用する。

(12) センサライト

足場出入口部には、センサライトを設置する。

3－2．足場仮設工事

(1) 鋼製足場

足場仮設工事に際しては、予め仮設計画図書を作成し、発注者に提示する。尚、必要に応じて工事工程に合わせて労働基準監督署へ機械設置届を提出し、許可を得ておくものとする。

本工事に使用する足場は主として鋼管枠組足場(W=600mm)・ビル工事用クハレ緊結式足場とし、敷地の関係等でこれが設置出来ない場合は、単管ブレース及び単管抱き足場とする。

尚、鋼管枠組足場・ビル工事用クハレ緊結式足場は先行手摺足場(据置式)とする。

アスベスト含有塗材面(仕上塗材・塗装下地材)への足場繋ぎ施工、及びアンカーブレースのケミカルアンカー施工等のせん孔作業については、アンカー孔あけ時に粉じんの飛散を防止する措置(粉じんの飛散を防止するための工具使用を含む)を講じる(2．一般共通仕様書 アスベスト対策を参照)。

A. 【鋼管枠組足場】

1	足場高さ	原則、高さ45m以下とする。それを超える場合は、関係法令に則り、強度計算にて安全を確認することとする。
2	許容積載荷重	建枠幅600mm(床付布板500mm 1枚敷) : 250Kg
3	墜落防止措置	墜落防止措置として、足場外側に高さ150mm以上400mm以下の位置に下棧、又は高さ150mm以上の幅木、あるいは手摺枠を設置する。 但し、墜落の恐れが有る場合は上記仕様を足場外側及び内側に設置する。又、床材と建地との隙間は120mm未満とする。
4	足場の最上層立上り	建物最上部よりH=900mm以上とする。又、足場最上段は枠組とし支柱手摺は原則禁止とする。
5	足場繋ぎ	アンカーはステンレス製とし、先端を躯体面より10mm以上埋め込む。 又、足場繋ぎ1段目は、枠組建地3段以下に取付とし、2層2スパン以内とする。尚、建物最上部には、必ず足場繋ぎを設ける。 コンクリート打放し面、石材調仕上面に繋ぎをとる場合は、プレートアンカーを使用する。使用するプレートアンカーは、コンクリート打放し面、石材調仕上面へはゼン技研(株)RCT-107程度又は同等品、吹付タイル面へはRCT-88程度又は同等品とする。但し、所轄労働基準監督署の指導に従う。また、足場繋ぎ撤去後の跡補修は3-4.躯体補修工事 足場繋ぎ跡補修による。 参照：ゼン技研(株)カタログより
6	足場昇降設備	原則、昇降設備は昇降階段を設置すること。W=900mm以上の枠組足場が設置できない場合や梁枠設置のため地上まで昇降階段が設置できない等、やむを得ない場合に限りハッチラップ等を設置することとする。昇降階段は2スパン以内とし、900mm以上の手摺、350～500mm中棧を取付ける。又、枠内に階段・通路部を併用する場合は、階段開口部への落下防止手摺を設置する。尚、各昇降設備の間隔は原則30m以内とする。

7	足場養生	ペンキ、斫り破片等の飛散落下を防止するために、足場の外側の全面をメッシュシート(白色又は黒色、清掃品)で囲う。
8	落下物防止養生	建物の階数が6階以上の場合に、歩道・車路等の上空には、原則、朝顔(折畳み可能な既製品等D=2,000mm)を設ける。 やむを得ない場合や建物の階数が5階以下(6階以上がセットバックしている場合も含む)の場合には、仮設資材を使用した防護棚(落下防止棚D=1,000mm)を設ける。
9	開口部養生	出入口等の開口部には落下防止の為、落下防止棚(新品コンパネ)等を設ける。
10	足場出入口	原則、足場昇降設備1階(地上階)出入口にはオートロック機能付仮設扉(クレストドア同等品)を設置し、緊急時避難の際は容易に開錠出来る様にする。
11	水平養生	建物と足場の開口部には、所轄労働基準監督署の規定に従い、水平養生について2段毎及び各階上裏面に合わせてフラケット式ラッセルネットを張る。但し、所轄労働基準監督署の指導に従う。尚、建物最上部には、必ずラッセルネットを設ける。
12	侵入防止養生	足場仮設の最下部より一層目については防犯の為、原則、設置可能な部分に養生金網を取付ける。
13	足場解体後の作業	高さ2m以上で作業する場合、高さ900mm以上の手摺(中棧入り・スタクション等)を設置する。

B. 【ビル工事用クビ 緊結式足場】

1	足場高さ	原則、高さ31m以下とする。※低層用を除く
2	許容積載荷重	建地幅900mm以上1,500mm以下 : 400Kg以下 建地幅400mm以上900mm以下 : 200Kg以下
3	墜落防止措置	墜落防止措置として、足場外側に高さ850mm以上の手摺、350mm以上500mm以下の位置に中棧を設置する。但し、墜落の恐れが有る場合は上記仕様を足場外側及び内側に設置する。 又、床材と建地との隙間は120mm未満とする。
4	足場の最上層立上り	建物最上部よりH=900mm以上とする。
5	足場繋ぎ	アンカーはステンレス製とし、先端を躯体面より10mm以上埋め込む。 又、足場繋ぎ1段目は、地上より5m以下に取付とし、2層2スパン以内とする。尚、建物最上部には、必ず足場繋ぎを設ける。 コンクリート打放し面、石材調仕上面に繋ぎをとる場合は、プレートアンカーを使用する。使用するプレートアンカーは、コンクリート打放し面、石材調仕上面へはゼン技研(株)RCT-107程度又は同等品、吹付タイル面へはRCT-88程度又は同等品とする。但し、所轄労働基準監督署の指導に従う。また、足場繋ぎ撤去後の跡補修は3-4.躯体補修工事 足場繋ぎ跡補修による。 参照：ゼン技研(株)カタログより
6	足場昇降設備	原則、昇降設備は昇降階段を設置すること。W=900mm以上の枠組足場が設置できない場合や梁枠設置のため地上まで昇降階段が設置できない等、やむを得ない場合に限ってハッチラップ等を設置することとする。昇降階段は2スパン以内とし、900mm以上の手摺、350～500mm中棧を取付ける。又、枠内に階段・通路部を併用する場合は、階段開口部への落下防止手摺を設置する。尚、各昇降設備の間隔は原則30m以内とする。
7	足場養生	ペンキ、斫り破片等の飛散落下を防止するために、足場の外側の全面をメッシュシート(白色又は黒色、清掃品)で囲う。
8	落下物防止養生	建物の階数が6階以上の場合に、歩道・車路等の上空には、原則、朝顔(折畳み可能な既製品等D=2,000mm)を設ける。 やむを得ない場合や建物の階数が5階以下(6階以上がセットバックしている場合も含む)の場合には、仮設資材を使用した防護棚(落下防止棚D=1,000mm)を設ける。
9	開口部養生	出入口等の開口部には落下防止の為、落下防止棚(新品コンパネ)等を設ける。
10	足場出入口	原則、足場昇降設備1階(地上階)出入口にはオートロック機能付仮設扉(ケラレドア同等品)を設置し、緊急時避難の際は容易に開錠出来る様にする。
11	水平養生	建物と足場の開口部には、所轄労働基準監督署の規定に従い、水平養生について2段毎及び各階上裏面に合わせてフラケット式ラッセルネットを張る。但し、所轄労働基準監督署の指導に従う。尚、建物最上部には、必ずラッセルネットを設ける。

12	侵入防止養生	足場仮設の最下部より一層目については防犯の為、原則、設置可能な部分に養生金網を取付ける。
13	足場解体後の作業	高さ2m以上で作業する場合、高さ900mm以上の手摺(中棧入り・スタクション等)を設置する。

c. 【単管ﾌﾟﾗｯﾄ及び単管抱き足場】

単管ﾌﾟﾗｯﾄ及び単管抱き足場は二段手摺とする。

1	足場高さ	原則、高さ15m以下とする。それを超える場合は、関係法令に則り、強度計算を実施し安全の確認を行う。尚、建地の下端に作用する設計荷重が最大使用荷重(建地が破壊に至る荷重の1/2以下)を超える場合の15mを超える建地は、2本組とする。
2	許容積載荷重	150Kg以下
3	墜落防止措置	墜落防止措置として、足場外側に高さ900mm以上の手摺、350mm以上500mm以下の位置に中柵を設置する。但し、墜落の恐れが有る場合は上記仕様を足場外側及び内側に設置する。
4	足場の最上層立上り	建物最上部よりH=900mm以上とする。
5	足場繋ぎ	アンカーはステンレス製とし、先端を躯体面より10mm以上埋め込む。 又、足場繋ぎ1段目は、地盤面より300mm～500mmに取付とする。2段目以降は2層2ﾊﾟﾝ以内とし、建地・布交差付近に取付けとする。尚、建物最上部には、必ず足場繋ぎを設ける。 コンクリート打放し面、石材調仕上面に繋ぎをとる場合は、ﾌﾟﾚｰﾄｱﾝｶｰを使用する。使用するﾌﾟﾚｰﾄｱﾝｶｰは、コンクリート打放し面、石材調仕上面へはゼン技研(株)RCT-107程度又は同等品、吹付ﾀｲﾙ面へはRCT-88程度又は同等品とする。但し、所轄労働基準監督署の指導に従う。また、足場繋ぎ撤去後の跡補修は3-4.躯体補修工事 足場繋ぎ跡補修による。 参照：ゼン技研(株)カタログより
6	足場昇降設備	原則、昇降設備は二側足場部に設置するものとし、やむを得ぬ場合、一側足場部にﾌﾟﾗｯﾄ用ﾊﾞｯｸ等で昇降設備を設置することとする。尚、各昇降設備の間隔は原則30m以内とする。
7	足場養生	ペンキ、斫り破片等の飛散落下を防止するために、足場の外側の全面をﾒｯｼｭｼｰﾄ(白色又は黒色、清掃品)で囲う。
8	落下物防止養生	歩道・車路等の上空には、原則、仮設資材を使用した防護棚(落下防止棚 D=1,000mm)を設ける。
9	開口部養生	出入口等の開口部には落下防止の為、落下防止棚(新品ｺﾝﾊﾟﾆ)等を設ける。
10	足場出入口	原則、足場昇降設備1階(地上階)出入口にはオートロック機能付仮設扉(ｸﾚｽﾄﾞｱ同等品)を設置し、緊急時避難の際は容易に開錠出来る様にする。
11	水平養生	建物と足場の開口部には、所轄労働基準監督署の規定に従い、水平養生について2段毎及び各階上裏面に合わせてﾌﾟﾗｯﾄ式ﾗｯｾﾙﾈｯﾄを張る。但し、所轄労働基準監督署の指導に従う。尚、建物最上部には、必ずﾗｯｾﾙﾈｯﾄを設ける。
12	侵入防止養生	足場仮設の最下部より一層目については防犯の為、原則、設置可能な部分に養生金網を取付ける。

13	足場解体後の作業	高さ2m以上で作業する場合、高さ900mm以上の手摺(中棧入り・スタクション等)を設置する。
----	----------	--

※【単管ブ ラケット及び単管抱き足場】の使用可能範囲の明確化

労働安全衛生規則第 561 条の 2(2024.4.1 施行)に則し、幅が 1m以上の箇所において足場を使用するときは、原則として本足場を使用する。幅とは、足場を設ける床面において、建築物等外面を起点とした梁間方向の水平距離を指す。尚、幅が 1m未満の場合であっても、可能な限り本足場を使用する様務める。障害物等により本足場を使用する事が困難な場合は、十分に安全性を確認した上で使用可とする。

「障害物等により本足場を使用する事が困難な場合」の具体例等その他詳細は、厚生労働省基発 0134 第 2 号令和 5 年 3 月 14 日参照の事。

(2) 災害防止

- ① 作業上の内外を問わず工事実施に伴う危険防止・騒音防止・公害防止・風水害防止対策等のため関係法規に従って、常に遺漏のないように養生等の方策をとる。他に損害を与えた場合はその責任を受注者が負う。
- ② 安全管理者を選定し、災害防止につとめる。尚、安全管理者は現場所長、又は工事責任者が兼務することが出来る。
- ③ 受注者は資材搬出入時にクレーン車を使用する場合や足場設置解体時は、保安員を配置する。又、資材搬出入時等重機や輸送車が道路・歩道横断する際の第三者災害防止の為、必要に応じて保安員を配置する。

(3) 足場解体

足場解体は足場を必要とする工事の完了検査後に解体し、解体後は敷地の清掃・地均しをして、現状復旧する。また、足場の解体時期については、定期報告会にて予め発注者に報告を行う。

(4) 発注者の足場使用

工事に支障のない限り発注者は、調査・検査のために足場を使用出来る。但し、発注者及び発注者の指定する者が足場を使用する場合は傷害保険等に参加するものとし、その費用は受注者負担とする。

3－3．シーリング工事

(1) 工事範囲

内訳明細書によるものとする。

(2) 一般事項

- ① 材料は発注者の確認を受けた材料とし、開封しないまま現場に搬入する。
- ② 材料の保管については、高温多湿・直射日光を避け、雨露が当たらぬ様、消防法令の取扱い規則に基づき火災に注意し、災害防止を特に注意し、専用の材料置場を設ける。
- ③ 材料入れは丸缶とし、主材と硬化剤は専用のかき機でメーカー所定のかき時間で混合する。

(3) 気象状況及び環境

以下の場合は、原則として施工を中止する。

- ① 降雨・降雪の場合。又、施工途中において降雨・降雪になった場合は速やかに該当箇所を養生し、作業を中止する。
- ② 湿度85%以上の場合。
- ③ 低温(被着体5℃以下)時の場合。(やむを得ず作業を行う場合は、仮囲い・シート覆い等による保温又は遮冷を行う等必要な措置をとる。)

(4) 既存シーリング材の撤去

- ① 既存シーリング材は接着界面からカッターナイフ等で、接着界面のモルタル面はワイヤブラシ等で、出来る限り除去し、清掃する。
- ② 目地溝は圧縮空気等を吹きかけ念入りに清掃する。
- ③ 撤去した材料の片付け清掃は入念に行う。
- ④ 表面のコケ・レタス等の汚れはクレン等を行い、出来る限り除去する。
- ⑤ 改修シーリング材のプライマー塗布(改修用シーリング材専用プライマー)。バックアップ材を撤去した場合は、バックアップ材を再充填後、プライマー塗布(改修用シーリング材専用プライマー)。
- ⑥ シーリング材充填(改修用シーリング材)
- ⑦ バックアップ材は、著しい劣化部のみ打ち替えとする。

(5) 既存シーリング材(軟化・油性)の撤去

- ① 既存シーリング材をカッターナイフや金づち、電動工具等で出来る限り除去する。
(作業箇所周辺含め霧吹き等で水湿しを行ない、シーリング材の付着軽減を併用する)
- ② 清掃溶剤で既存シーリング材を極力残らないように拭く。
(清掃溶剤：接着面が一般的なアルミサッシ・タイル・モルタルの場合、トルエンを使用。常温乾燥型塗料を塗装してあるような鋼製建具と取合う目地はイソプロピルアルコールなど溶解力の弱いものを使用する)
- ③ 清掃溶剤の乾燥(10分以上)
- ④ 改修シーリング材のプライマー塗布(改修用シーリング材専用プライマー)。バックアップ材を撤去した場合は、バックアップ材を再充填後、プライマー塗布(改修用シーリング材専用プライマー)。
- ⑤ オープンタイム(30分以上)
- ⑥ シーリング材充填(改修用シーリング材)

(6) シーリング 工事

- ① シーリング 材は原則として次の種類とする。

塗料等が被覆する場合		2液型ウレタン系シーリング 材(ノンブリード 型)
露出仕上の場合	W=5以上	2液型変成シリコン系シーリング 材
	W=5未満	ポリサルファイド 系シーリング 材

- ② 他の工事との関連により、シーリング 材の表面が汚染した場合は、既に硬化した部分を取り除き、新しい材料を充填して平滑に仕上げる。
- ③ 手摺支柱等躯体埋込部のシーリング 材は根元廻りの支柱を十分にケレン・清掃してから、シーリング 材の三角打をする。
- ④ 金物廻りはケレン・清掃し、シーリング 材を三角打する。
- ⑤ シーリング 材の選定にあたっては、塗料メーカーと打合せの上、可塑剤による塗膜汚染の無い事を確認する。(場合によっては試験施工を実施する)
- ⑥ ノンブリード 型ウレタン系シーリング 材は露出部への充填ミスを防止するため、出来る限り変成シリコン系シーリング 材の仕上色と異なる色彩を選定する。
- ⑦ シーリング 材の可塑剤が塗膜を汚染する恐れがある場合は、シーリング 材充填後、可塑剤移行防止剤を塗布する。
- ⑧ 納まり上、シーリング の施工が必要な部位への新設及び、内訳項目に無い軽微なシーリング の打替えは、雑シーリング として施工する。

(7) シーリング 材製造会社

本工事に使用するシーリング 材は下記の製造会社の製品又は同等以上の製品とする。

- ①コニシ(株) ②サンスター技研(株) ③セメダイン(株)
- ④シーカ・ジャパン(株)

3－4．外壁調査工事

(1) マーキング及び補修箇所図面

補修に先立ち足場設置後、目視・打診調査の上、不具合箇所を確認の出来る色の水性チョーク又は水性サインペン(三菱鉛筆(株)ユニ・ボール)にてマーキングし、そのマーキングした場所を図面にプロットする。マーキング完了後、又は一部補修工事完了後の時点において実数精算量を発注者に報告する。

(2) 既存塗装塗膜の付着力確認

外壁及び上裏塗装面各部位の仕上げ材付着力強度を実測し、塗り重ねが可能かを確認する。付着力試験は東西南北の壁面各1ヶ所、上裏面計3ヶ所程度とする。試験結果が必要付着力未満であった場合は、その対処方法について発注者と協議の上、決定する。

3－5．躯体補修工事

本工事はコンクリート構造物及びタイル仕上のクラック・浮き・欠損部分に樹脂注入や樹脂モルタルを用いて、止水・防食機能を回復させる工事とする。

(1) モルタル浮き補修

1	範囲	界面剥離によるモルタル浮きのみられる箇所
2	孔あけ	コンクリート専用の電気ドリルで、径6～10mm、深さはコンクリート面より20mm程度にあける。孔あけ位置は浮きの状態等を確認し200～300mm間隔で、㎡あたり16本孔とし、モルタル笠木等狭幅部については㎡あたり6本孔とする。
3	下地清掃	圧縮空気等を吹付け清掃する。
4	養生	注入の際、注入圧のためモルタル層が膨らむ恐れのある場合は、アンカーボルトで仮止めするか斫り落とす。斫り落とした箇所はコンクリート・モルタル欠損補修(※)の仕様により補修する。
5	注入	手動式グリッドポンプを用いてポキシ樹脂注入材料を30～50g程度注入し、孔を中心にして100～150mm直径に下部の注入口から注入する。
6	ピンニング	剥落防止と補強のため、床面等を除き全縦横ステンレスピン(直径4mm)のピンニングを行う。ピン注入後、注入口に樹脂モルタル又はポキシパテを塗布する。

(2) 鉄筋爆裂補修

1	範囲	鉄筋腐食によるコンクリートの欠損及び亀裂の入っている箇所と、錆汁の出ている箇所
2	斫り	腐食鉄筋廻りのコンクリートは入念に斫る。但し、主筋に達するような場合は発注者に報告を行い処理について協議する。
3	錆クレ	ワイヤブラシ等を用いて出来るだけ錆を除去する。
4	中性化防止	防錆効果をもつポリマーセメントペースト又はポキシ系プライマーを塗布する。
5	ポリマーセメントモルタル塗り	斫り部はポリマーセメントモルタルで埋め戻す。防水アコ裏爆裂部の対応にて既存ウレタン防水等にて防水処理があった場合、防水復旧まで行う。

(3) 鉄筋爆裂補修(亜硝酸リウム工法)

1	範囲	鉄筋腐食によるコンクリートの欠損及び亀裂の入っている箇所のうち、建設時の設計図書上のかぶり厚、それが無い場合は設計標準のかぶり厚(20mm,30mm,40mm等)に満たない箇所
2	斫り	腐食鉄筋廻りのコンクリートは入念に斫る。但し、主筋に達するような場合は、発注者に報告を行い、処理について協議する。
3	錆クレ	ワイヤブラシ等を用いて出来るだけ錆を除去する。
4	中性化防止	亜硝酸リウム含有水溶液を塗布する。
5	ペースト塗り	亜硝酸リウム含有特殊モルタルペーストを塗布する。
6	モルタル塗り	亜硝酸リウム含有特殊モルタルで斫り溝を埋め戻す。防水アコ裏爆裂部の対応にて既存ウレタン防水等にて防水処理があった場合、防水復旧まで行う。

【参考工法：田島ルーフィング(株) リパング工法】

※ 亜硝酸リチウム含有特殊モルタル(RVモルタル)は、特殊SBR樹脂に亜硝酸リチウムを高濃度に添加したエマルジョン(RV混和剤)と、特殊プライミックスパウダー(RVパウダー)を混合して使用する化学機能を持ったプライマーセメントモルタルとする。

	RV-40S	RV混和剤
成分	亜硝酸リチウム水溶液	亜硝酸リチウムSBRエマルジョン
外観	透明青色	乳白色
粘度	10mpa・s以下	10mpa・s以下
比重	1.25±0.05	1.10±0.05
P H	10.5±1.0	10.5±1.0
有効分	25.0±1.0%	32.0±1.0%

(4) コンクリート・モルタル欠損補修(※)

1	範囲	コンクリート・モルタルが剥落している場合、又は樹脂注入が困難なモルタルの浮き
2	ケレン	露出面をケレン・清掃して、表面の汚れ・レタス等を完全に除去する。
3	充填	表面にプライマーを塗布し、乾燥後樹脂モルタルを充填する。 但し、欠落しているモルタル層が厚い場合は付送り工法で施工する。付送り厚は1回20mm以内とする。特に大きな剥落箇所(深さ50mm以上、長さ150mm以上)は、全ネジステンレスピンとポキシ樹脂併用によるピンニングを行い、更に有効に定着させるためステンスワイヤーを緊結する。

(5) クラック補修(Uカットシーリング 充填工法)

1	範囲	塗装面コンクリート及びモルタルに発生した1mm幅以上のクラック 防水面コンクリート及びモルタルに発生した0.3mm幅以上のクラック
2	溝切り	ダイヤモンドカッターを用いて目地部に沿って幅10mm、深さ10～15mm程度にUカットする。
3	下地清掃	圧縮空気等を吹き付け清掃する。
4	充填	カット面にプライマーを塗布し、ノンブリードウルトラ系シーリング材を壁表面より2～3mm面落ちさせて充填し、合成樹脂エマルジョン入りモルタルを塗り付け、平滑にする。

(6) クラック補修(自動低圧式カプセル注入工法)

1	範囲	塗装面コンクリート及びモルタルに発生した0.3mm幅以上のクラック
2	アタッチメントの設置	アタッチメントを接着剤にてmあたり6本程度取り付ける。
3	養生	注入の際、注入圧のため注入材が露出するのを防止するためにクラックの目止めをする。
4	注入	クラック幅と躯体の厚さでポリアミン樹脂の適切な注入量を確認し、クラックに沿って100～150mm間隔に注入口から注入器具を用いてポリアミン樹脂注入材を低圧で注入する。ポリアミン樹脂注入中は注入器具内の減量状態を確認して足りない場合は補充しながら、僅かでもポリアミン樹脂が残った状態で注入完了とする。注入完了後はポリアミン樹脂の硬化を確認して、注入器具及びシール材を除去し注入口に樹脂モルタル又はポリアミンペーストを塗布する。

(7) クラック補修(ポリアミンペースト擦り込み)

1	範囲	塗装面コンクリート及びモルタルに発生した0.3mm幅未満のクラック
2	擦り込み	ポリアミンペーストを擦り込む。

(8) 脆弱塗膜撤去(手ケル)

1	範囲	既存塗装仕上げの外壁及び上裏の目視・打診検査による不具合箇所
2	剥離	皮サ等を用いて除去し、露出面は入念にケル・清掃する。飛散しないよう、受注者は養生を行う。

(9) 脆弱塗膜撤去(高圧水洗浄)

1	範囲	高圧水洗浄で剥離できる脆弱塗膜
2	剥離	内部：漏水・漏電防止のために、デッキブラシ等でのブラッシングとする。 外部：高圧水10～15N/mm ² (100～150kgf/cm ²)を壁面・上裏面からの距離300mm以下で直角に噴射して洗浄・清掃する。 ※水洗い時にはサッシのクレットを確実に締めるように居住者に注意し、直接サッシに水を当てないように注意する。 ※旧塗膜を大量に含んだ水を排水溝に直接流さないよう、受注者は養生を行う。

(10) 補修跡肌合せ

1	範囲	躯体補修によって塗膜を撤去した箇所
2	段差修正	旧塗膜の除去による仕上面の段差は石膏系フィラーにより平滑処理を行う。
3	下地処理	下地がコンクリート・モルタル面の場合は、シーラーを塗布する。
4	肌合せ	旧塗装仕上材のパターンに合わせて、塗装主材及びポリアミンモルタルにて補修吹き又は補修塗りをする。 ※スタッコの場合は肌合せが困難な為、みきりの良い範囲まで剥す。

(11) 足場繋ぎ跡補修

A. 塗装面補修

1	範囲	塗装面の足場繋ぎ跡
2	足場 繋ぎ補修	足場繋ぎ跡にシーリング材を充填後、周囲同色・同材の塗装仕上材で塗装する。

(12) 内壁下地補修

1	範囲	内部廊下等の壁、上裏に見られるクラック、傷等
2	下地処理	クラック、傷等は合成樹脂エマルジョンパテにて充填又は整形する。

(13) 下地清掃

1	内部	漏水、漏電防止のために、デッキブラシ等でのブラッシングとする。
2	外部	高圧水10～15N/mm ² (100～150kgf/cm ²)を壁面、上裏面からの距離300mm以下で直角に噴射して洗浄する。
3	素地調整	部分的に付着しているゴミ等は皮サ、ワイヤブラシ等で高圧水洗浄前に除去する。高圧洗浄時に各ドレン及び雨水桝の流水状態を確認する。確認後詰まりが認められた場合は、排水管洗浄等の実施について別途協議を行う。

(14) 躯体補修材製造会社

本工事に使用する躯体補修材料は、下記の製造会社の製品又、は同等以上の製品とする。

- | | | |
|------------------|------------------|---------|
| ①アサヒボンド工業(株) | ②コニシ(株) | ③(株)DGP |
| ④田島ルーフィング(株) | ⑤オバナヤ・セメントックス(株) | |
| ⑥ダントー(株) | ⑦旭化成建材(株) | |
| ⑧住友金属鉱山シボレックス(株) | ⑨クリオン(株) | |
| ⑩FSテクニカル(株) | ⑪日本化成(株) | |
| ⑫シーカ・ジャパン(株) | ⑬二瀬窯業 | |

3－6．塗装工事

(1) 一般事項

- ① 種別、工程の仕様は(10)の塗装仕様を参照する。
- ② 材料は発注者の確認を受けた製品とし、開封しないまま現場に搬入する。
- ③ 塗料の保管については、危険物取扱者を選任し、災害防止に特に注意する。
- ④ 色・艶・仕上げ等は、塗り見本を提出し決定する。
- ⑤ 壁面・鉄部等の仕上塗装については、各工程毎に近似色による色変えを行う。尚、既存が厚付仕上塗材で段差が著しく大きく、本仕様工程で色変えが困難な場合は同色とする。
- ⑥ 特記により防火材料の指定がある場合は、建築基準法に基づき指定又は認定を受けたものとする。特に、屋内廊下・屋内階段・エントランスホール等で建築基準法上の排煙設備を下記施行令・告示の適用で内装制限対応としている場合、不燃材料認定を受けている材料とする。
 - ・建築基準法施行令第126条の2
 - ・平成12年建設省告示第1436号四号二

(2) 塗料の調整

- ① 本工事で使用する塗料は原則として塗料メーカーで調色された物を使用する。
- ② 塗料は使用に際し底部より均一にかき混ぜ均質にする。
- ③ 水系塗料は清水にて希釈し、その他は指定されたうすめ液にて希釈する。希釈剤は原則として塗料と同一メーカーの製品を使用する。

(3) 気象状況及び環境

下記の場合は原則として施工を避ける。

- ① 気温が5℃以下の時。
- ② 湿度が85%以上の時。
- ③ 降雨、降雪時又は塗装後乾燥までに、その恐れがある時。
- ④ 強風で塗装面にホリの付着する恐れがある時。
- ⑤ 炎天で被塗物温度が高くなり塗面に気泡を生じる時。

(4) 被塗面の状況

下記の場合は原則として施工を避ける。

- ① 被塗面に湿気があり含水率が高い時。
- ② 被塗面に結露する恐れがある時。

(5) その他の塗装上の注意

- ① 塗膜厚が均等になるよう塗装すると共に、塗装困難な箇所も注意して塗装をする。
施工に伴う脱着工事については、2.一般共通仕様書 (12)施工伴う脱着工事による。
照明器具は取外し設置されていた面を塗装し完了後、速やかに取付ける。
- ② 被塗物の形状・塗料の種類によって塗装方法を考慮し、適正な塗装を行う。
- ③ 表面のコ・レタス等の汚れはケレン等を行い、可能な限り除去する。
- ④ 表面に貼られているシール類は、ケレン時に剥がし、塗装後に既存同等品にて貼り戻す。文字書きについても同様にカッティングシート等にて復旧する。尚、シート撤去後に発生した段差

については(8)鉄部下地処理に準ずる。

(6) 災害防止衛生管理

水系塗料を除いて危険物に指定されている塗料・うすめ液は、すべて関連法規を守り保管使用する。

(7) 養生

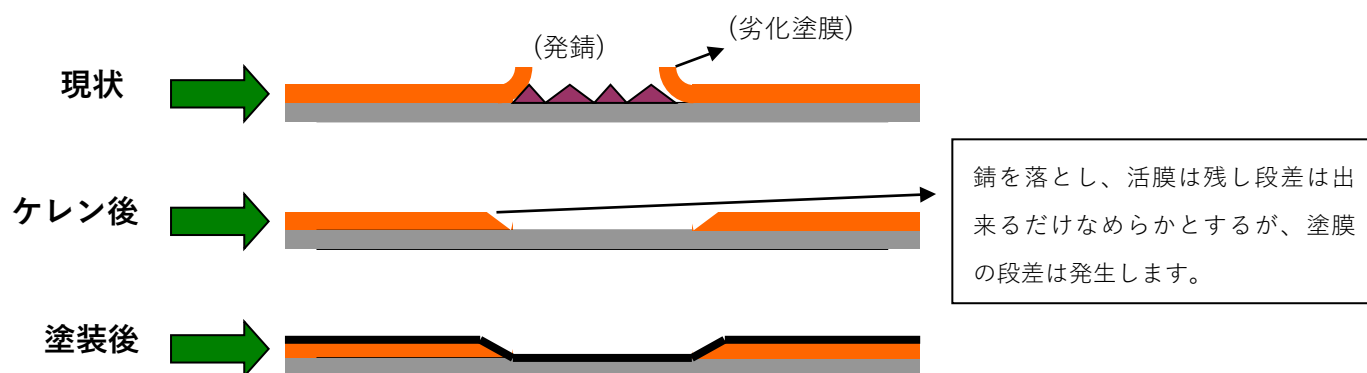
- ① 開口部等は日常生活に支障が生じないように極力注意を払い養生する。又、不用部分に付着した塗料は除去する。
- ② 廊下・バルコニー等にあるエアコン室外機・BSアンテナ・物置・植木・ウッドデッキ・人工芝及びタイル等の私物の移動・処理、網戸の取外しは、各居住者の責任(費用負担含む)において行う。但し、エアコン室外機については床置架台方式で簡易に移動可能なものについては受注者の負担で行う。
- ③ 給湯器、暖房機等の給排気筒の養生は不燃性のものとし、塗装時間のみとする。それ以外の時間は撤去する。又、給排気筒の周辺には可燃性の材料は置かない。
- ④ バルコニー側と開放廊下側の窓は安全上、同時に養生してはならない。又、ガスを使用する付近の換気口及び窓は換気出来るように養生する。
- ⑤ 高圧水洗浄時は室内に水が入らないように養生すると共に、各居住者に窓のクレセントの施錠、換気レギュレーター等の養生等の確認を水洗浄前に必ず行う。
- ⑥ 高圧水洗浄及び塗料他飛散物で車輛等を汚さないよう充分養生を行う。
- ⑦ 居住者動線と絡む部分の塗装工事は1回あたりの施工範囲を最小限に工区分けをし、生活の支障とならない配慮、及び養生その他仮設費用が最小限となるよう配慮する。

(8) 鉄部下地処理

本工事の素地調整種別はRA種～RC種を適用する。

RA種・RB種ケレンが追加で必要な箇所があった場合は発注者と協議の上、決定する。

工種		素地調整種別			塗料	面の処理方法
		RA 種	RB 種	RC 種	その他	
1	既存塗膜の除去	○	—	—	—	ディスクサンダー、スクレーパー等により、塗膜、さびを全面除去する。
		—	○	—	—	ディスクサンダー、スクレーパー等により、劣化して弱い弱な部分、さび等を除去し、活膜は残す。
2	汚れ、付着物除去	○	○	○	—	素地を傷付けないようにワイヤーブラシ等により除去する。
3	油類除去	○	○	—	—	溶剤拭き
4	研磨神すり	○	○	—	研磨紙 P120～ 220	全面を平らに研磨し、研磨かす等を除去する。
		—	—	○	研磨紙 P240～ 320	
※新規鉄鋼面に塗装する場合は、RA 種とし、工程 1 を省略し、工程 4 をブラスト処理によるさび落とし又はディスクサンダー、スクレーパー等によるさび落としとする。						



(9) 塗料製造会社

本工事に使用する塗料は下記の製造会社の製品又は同等以上の製品とする。

- | | | |
|--------------|--------------|------------|
| ①関西ペイント(株) | ②日本ペイント(株) | ③日本特殊塗料(株) |
| ④エスケー化研(株) | ⑤AGCコーテック(株) | ⑥神東塗料(株) |
| ⑦大日技研工業(株) | ⑧大阪ガスケミカル(株) | ⑨ローバル(株) |
| ⑩菊水化学工業(株) | ⑪アイカ工業(株) | |
| ⑫シーカ・ジャパン(株) | | |

(10) 主たる塗装仕様

エポキシエマルジョン下塗塗料、水性微弾性フィラー、高耐候性一液水性アクリルシリコン樹脂塗料仕上

【可とう形改修塗材E(厚付)】

塗装部位：一般外壁

工程	項目	使用材料	回数	塗布量 (kg/m ²)	塗装間隔	塗装方法
1	素地調整	躯体補修仕様書による。				
2	下 塗	エポキシエマルジョン下塗塗料	1	0.13～0.20	4時間	ローラー
3	中 塗	水性微弾性フィラー	1	0.80～1.50	8 時間	多孔質ローラー
4	上 塗	高耐候性一液水性アクリルシリコン樹脂塗料	1	0.13	2時間	ローラー
5	上 塗	高耐候性一液水性アクリルシリコン樹脂塗料	1	0.13		〃

※関西ペイント(株)

下塗：アレス水性エポキシ

中塗：アレスホルダーHG

上塗：アレスクールラスウォール水性Si 程度又は同等品とする

(参考) 東京都建築工事標準仕様書

表24.5.1 仕上塗材の種類、仕上げの形状及び工法

種 類	呼 び 名	仕上げの形状	工 法 ^{(注)1}	所要量 (kg/m ²) ^{(注)2}	塗り回数
可とう形改修用仕上塗材	可とう形改修塗材E 可とう形改修塗材RE 可とう形改修塗材CE	平たん状	ローラー塗り	主 材 0.3以上 上塗材 ^{(注)3} 0.25以上	1 2
				主 材 0.8以上 上塗材 ^{(注)3} 0.25以上	1 2
		さざ波	ローラー塗り		
		ゆず肌状	吹付け		

(注) 1 工法欄の吹付け及びローラー塗りは、主材の塗付けに適用する。

2 所要量は、被仕上塗材仕上げ面単位面積当たりの仕上塗材（希釈する前）の使用質量とし、製造所の指定による。
なお、表の所要量は、2回塗りの場合、2回分の使用質量を示す。

3 複層塗材の上塗りがメタリックの場合の所要量及び塗り回数は、上塗材がメタリックの場合の所要量は0.4kg/m²以上とする。また、上塗りの工程を3回以上とし、第1回目はクリアー又はメタリックと同系色のエナメルを塗り付け、最上層はクリアーとする。

水性シーラー、シリコン配合水性微弾性透湿型基礎巾木用塗料仕上

塗装部位：基礎巾木

工程	項目	使用材料	回数	塗布量 (kg/m ²)	塗装間隔	塗装方法
1	素地調整	躯体補修仕様書による。				
2	下 塗	1液カチオン水性シーラー	1	0.13	2時間	ローラー又は刷毛
3	中 塗	シリコン配合水性微弾性透湿型基礎巾木用塗料	1	0.3	3時間	中毛ローラー又は刷毛
4	上 塗	シリコン配合水性微弾性透湿型基礎巾木用塗料	1	0.3		〃

※関西ペイント(株)

下塗：エポカチオンシーラー

中塗・上塗：アレスソバキコート 程度又は同等品とする

水性シーラー、アクリル樹脂エマルジョン塗料仕上【外装薄塗材E】

塗装部位：RC上裏

工程	項目	使用材料	回数	塗布量 (kg/m ²)	塗装間隔	塗装方法
1	素地調整	躯体補修仕様書による。				
2	下 塗	水性シーラー	1～2	0.10～0.30	2時間	ローラー又は刷毛
3	上 塗	アクリル樹脂エマルジョン塗料	1～2	0.80～1.60	24時間	〃

※ローラー又は刷毛で施工するため、筋状の斑が生じます。また、リシ吹付仕上よりも骨材が大幅に小さくなります。

※エスケー化研(株)

下塗：水性ミラシーラー-E

上塗：泳[®]ロール 程度又は同等品とする。

(参考)東京都建築工事標準仕様書

表 15.6.1 仕上塗材の種類(呼び名)、仕上げの形状及び工法(その1)

種 類	呼 び 名	仕上げの形状	工 法 ^{(注)4}	所要量 (kg/m ²) ^{(注)5}	塗り回数
薄付け仕上塗材	外装薄塗材Si	砂壁状 ゆず肌状	吹付け	下塗材 ^{(注)1} 0.1以上 主 材 1.0以上	1 2
		ゆず肌状 さざ波状	ローラー塗り	下塗材 ^{(注)1} 0.1以上 主 材 0.6以上	1 1～2 ^{(注)6}
	可とう形 外装薄塗材Si	砂壁状 ゆず肌状	吹付け	下塗材 0.1以上 主 材 1.2以上	1 2
		ゆず肌状 さざ波状	ローラー塗り	下塗材 0.1以上 主 材 1.2以上	1 1～2 ^{(注)6}
	外装薄塗材E	砂壁状 ゆず肌状	吹付け	下塗材 ^{(注)1} 0.1以上 主 材 1.0以上	1 2
		平たん状 凹凸状	こて塗り	下塗材 ^{(注)1} 0.1以上 主 材 0.6以上	1 1～2 ^{(注)6}
		ゆず肌状 さざ波状	ローラー塗り		
		着色骨材砂壁状	吹付け	下塗材 ^{(注)1} 0.1以上 主 材 1.5以上	1 2
			こて塗り	下塗材 ^{(注)1} 0.1以上 主 材 0.9以上	1 1～2 ^{(注)6}

アルミニウムペイント仕上

塗装部位：アンテナ支柱・ベース

工程	項目	使用材料	回数	塗布量 (kg/m ²)	塗装間隔	塗装方法
1	素地調整	RB種ケレン				
2	下 塗	変性エポキシ樹脂防錆プライマー	1	0.14～0.16	4時間	ローラー又は刷毛
3	中 塗	アルミニウムペイント	1	0.09	16時間	〃
4	上 塗	アルミニウムペイント	1	0.09		〃

※関西ペイント(株)

下塗：スーパーザウルスII(2液形)

中塗・上塗：プラチナ付R 程度又は同等品とする。

変性エポキシ樹脂防錆プライマー、弱溶剤ウレタン樹脂系塗料仕上【DP】

塗装部位：一般共用鉄部

工程	項目	使用材料	回数	塗布量 (kg/m ²)	塗装間隔	塗装方法
1	素地調整	RB種ケレン				
2	下 塗	変性エポキシ樹脂防錆プライマー	1	0.14～0.16	4時間	ローラー又は刷毛
3	中 塗	弱溶剤メタ樹脂系塗料	1	0.12～0.14	4時間	〃
4	上 塗	弱溶剤メタ樹脂系塗料	1	0.12～0.14		〃

※関西ペイント(株)

下塗：スーパーザウルスⅡ(2液形)/ザウルスEXⅡ(1液形)

中塗・上塗：セラメタ 程度又は同等品とする。

弱溶剤メタ樹脂系塗料仕上

塗装部位：雨樋(樹脂製)、目隠しパネル

工程	項目	使用材料	回数	塗布量 (kg/m ²)	塗装間隔	塗装方法
1	素地調整	4種ケレン				
2	中 塗	弱溶剤メタ樹脂系塗料	1	0.12～0.14	4時間	ローラー又は刷毛
3	上 塗	弱溶剤メタ樹脂系塗料	1	0.12～0.14		〃

※関西ペイント(株)

中塗・上塗：セラメタ 程度又は同等品とする。

高濃度亜鉛末塗料仕上

塗装部位：亜鉛メッキ製品

工程	項目	使用材料	回数	塗布量 (kg/m ²)	塗装間隔	塗装方法
1	素地調整	赤錆：ディスクサンダー等 白錆：ワイヤーブラシ等				
2	下 塗	高濃度亜鉛末塗料 (常温亜鉛メッキ)	1	0.30	素地調整後 2時間以内	ローラー又は刷毛
3	上 塗	高濃度亜鉛末塗料 (常温亜鉛メッキ)	1	0.30	下塗り塗装後 30分以上	〃

※上記表内の数値は、温度20℃、湿度65％での標準値とする。

※塗装面に他社の錆止め塗料などが塗装していないか確認する。

※塗装間隔目安

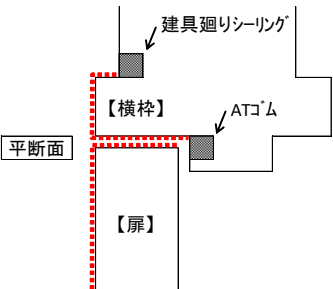
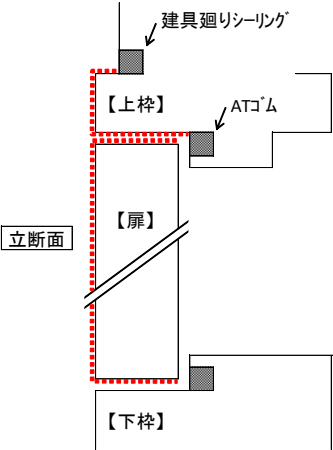
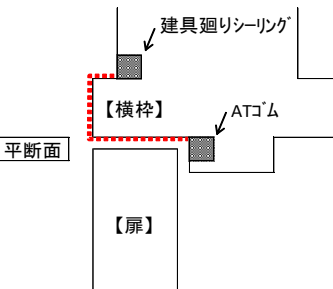
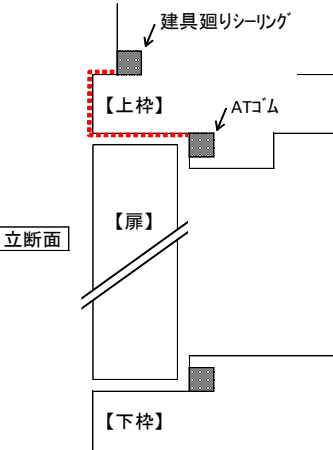
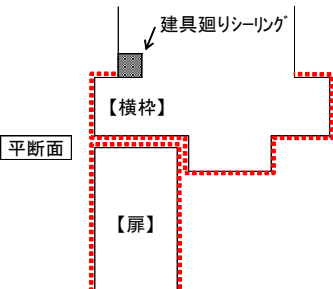
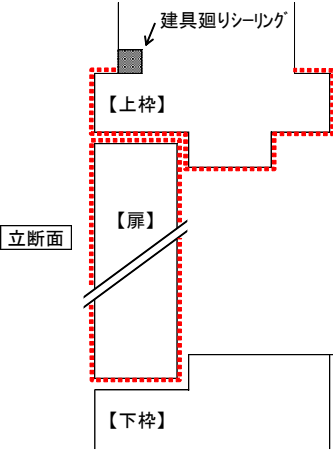
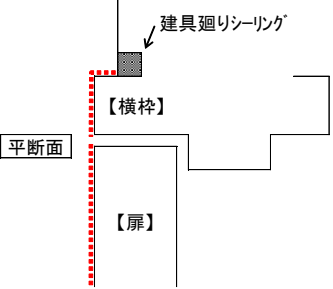
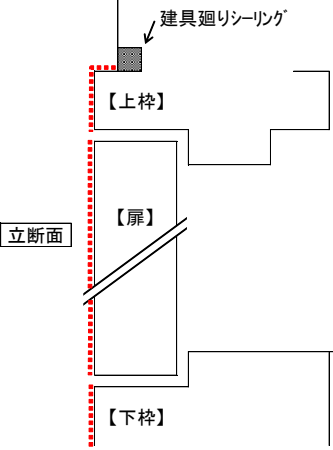
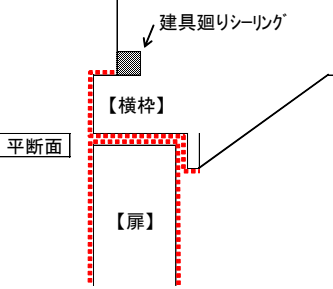
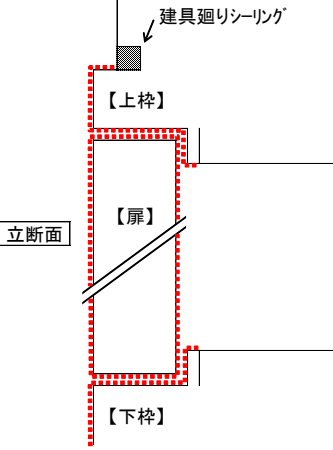
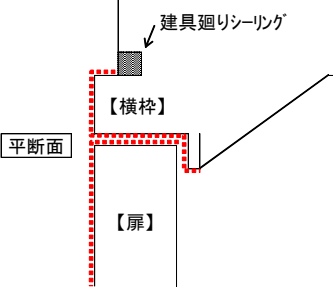
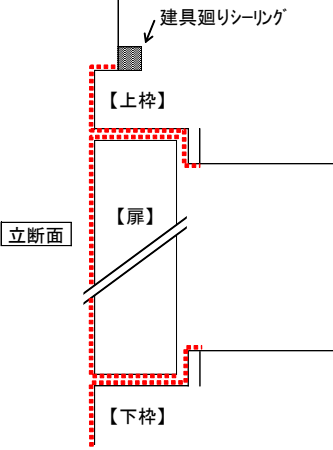
環境温度 5℃ 10℃ 20℃ 30℃ 40℃

塗装間隔 60分 40分 30分 10分 5分

標準値：乾燥塗膜厚 40μm、湿度65%

※ローバル(株) 高濃度亜鉛末塗料・常温亜鉛メッキ 程度又は同等品とする。

(11) 塗装見切り位置参考図

玄関扉(表面)	玄関枠(表面)	一般扉(両面)
平断面  立断面 	平断面  立断面 	平断面  立断面 
一般扉(閉め見切り)	PS・点検口扉(両面)	PS・点検口扉(表面)
平断面  立断面 	平断面  立断面 	平断面  立断面 

(12) 不燃認定材料一覧表

メーカー	仕様	商品名	不燃材料認定番号
関西ペイント (株)	水性シリコン樹脂塗料	アレス水性ワイド グリップ II	NM-8585
	アクリル樹脂エマルションペイント	ビニテックス300S	NM-8585
	艶有アクリル樹脂エマルションペイント	アレスアクアグロス	NM-8585
シーカ・ジャパン(株)	水性透湿型アクリル樹脂塗料	ダイヤモンドホームキロール	NM-8572
	アクリル樹脂エマルションペイント	ダイヤモンドテックス#3000	NM-8585
	アクリルリシン(骨材入り)	ダイヤモンドEPリシン	NM-8572
	けい酸質系平滑仕上塗材	ダイヤモンドSPコート/ダイヤモンドSPコート 撥水	NM-8585
	水性ゼロVOC内装用艶消塗料	ダイヤモンドサンコート	NM-8585
日本ペイント (株)	水性シリコン樹脂塗料	ノキエンエセラ	NM-8585
	水性透湿型アクリル樹脂塗料	水性ケンエス	NM-8585
	アクリル樹脂エマルションペイント		
	1液カチオン形弱溶剤アクリル樹脂塗料	ケンエスG II	NM-8585
	1液カチオン形低臭弱溶剤アクリル樹脂塗料	ケンエスGアクト II	NM-8585
	艶有アクリル樹脂エマルションペイント	オーデコートGエコ	NM-8585
	アクリルリシン(骨材入り)	ニッペリシン	NM-8572
	アクリル樹脂エマルションゆず肌状塗料	ノキエンエス	NM-8585
日本特殊塗料 (株)	セラミック・シリコン樹脂系意匠塗材	インディアートセラ	NM-8572
	アクリル樹脂エマルションペイント	シルビアナキリーン	NM-8585
エスケー化研 (株)	アクリル樹脂エマルションペイント	水性エコファイン艶消し	NM-8585
	水性透湿型アクリル樹脂塗料	ノキフレッシュ	NM-8572
	艶有アクリル樹脂エマルションペイント	水性エコファイン艶有り	NM-8585
	アクリルリシン(骨材入り)	シボカケンDO	NM-8572
	内装用パールセラミック調装飾仕上げ塗材	パールエレガント	NM-8572
菊水化学工業 (株)	水性シリコン樹脂塗料	水系ファインコートシリコン	NM-8585
	水性透湿型アクリル樹脂塗料	ノキエンファイン	NM-8585
	アクリル樹脂エマルションペイント	水系ファインコートエコ	NM-8585
	艶有アクリル樹脂エマルションペイント	水系ファインコートエコ(艶有)	NM-8585
	アクリルリシン(骨材入り)	キクスイコートリシン骨材入	NM-8572

3－7．建築他改修工事

(1) 落下防止柵脱着工事(16号棟・23号棟)

本工事は、躯体補修・シーリング・塗装工事等の取合工事に伴い、設置されている落下防止柵を取り外し、乾拭きにて清掃を行う工事とする。取り外したものは、清掃及び取合工事完了後、速やかに取付ける。

(2) バルコニーパーテーション避難誘導シール張替工事(16号棟・23号棟)

本工事は、バルコニーに取付けてある隔板について、隣戸への避難誘導を目的としてアルミ箔製避難誘導シールを貼る工事とする。使用材料は現状と同様仕様とし、隔板両面に避難シールが貼ってある場合は現状と同様とする。廃番等により変更する場合は所轄消防署指導品とする。指導等無い場合は、杉田エース(株)アルミ箔ステッカー-213-636(150×400)程度又は同等品とする。



杉田エース(株) 213-636 (150×400)

(3) 外部階段補助手摺改修工事(16号棟・23号棟)

本工事は、外部階段に設置されている既存補助手摺を撤去・処分・撤去部補修をし、新規にφ50程度の手摺(SUS製)を取り付ける工事とする。着工前に仕様及び施工図を提出し、発注者の承認を得る。